

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-027019-01-03

事業名	住民基本台帳事務の支援及び住民基本台帳ネットワークシステムの運用	事業番号	03	課係名	市町村課 行政班	係番号	01
-----	----------------------------------	------	----	-----	----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 市町村</p> <p>(2) 現状 住民基本台帳事務の適正な運営に資する助言に努めている。 住民基本台帳ネットワークシステムを構築しその円滑な運用に努めている。</p> <p>(3) 方法 各種行政の基礎となり居住関係を公証するなど重要な役割を果たしている市町村の住民基本台帳事務の適正な運営に資する助言を行う。また、住民基本台帳ネットワークシステムの円滑な運営を確保し、本人確認を容易に行えるようにするほか、市町村や都道府県の区域を越えて住民票の写しの広域交付や転入転出の特例などの住民サービスを行う。</p> <p>(4) 目標 住民基本台帳事務及びネットワークシステムの円滑な運営の確保。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 住民基本台帳法第30条の7、31条に基づく都道府県知事の事務</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 住民基本台帳法に定められた自治事務で、市町村に対する助言、都道府県及び市町村共同で全国ネットワーク化することが求められている</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td style="text-align: right;">148,475</td> <td style="text-align: right;">133,050</td> <td style="text-align: right;">151,809</td> <td style="text-align: right;">122,065</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td style="text-align: right;">2.10</td> <td style="text-align: right;">1.40</td> <td style="text-align: right;">1.40</td> <td style="text-align: right;">1.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 住民基本台帳ネットワークシステム事業</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	148,475	133,050	151,809	122,065	人工数	2.10	1.40	1.40	1.40
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	148,475	133,050	151,809	122,065												
人工数	2.10	1.40	1.40	1.40												
<p>2. 事業の必要性 住民基本台帳事務に関する助言は住民基本台帳法に基づく県の事務。住民基本台帳ネットワークシステムは、平成11年8月住民基本台帳法の一部改正により、広域的な団体である都道府県が相互に調整を図りながら、主体的に運営する役割を与えられており、市町村と連携しながら、構築を進める必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 平成12年度, 終期:</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を (手段・活動指標) 住民基本台帳事務に対する適切な助言 住民基本台帳ネットワークシステムの運用</p>	<p>8. 過去3年間 (H17まで) の実績 8 - (1) どこまでやったのか (手段・活動指標) 平成12年度 システムの基本設計 平成13年度 県ネットワークの整備及び全国ネットワークへの接続、県システムの構築 平成14年度 第1次システム稼働にかかる県システムの整備・メンテ 平成15年度 第2次システム稼働にかかる県システムの整備・メンテ</p>	<p>9. 今後3年間 (H20まで) の戦略 9 - (1) どこまでやる予定なのか (手段・活動指標) 住民基本台帳事務、住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び本人確認情報の利用等に関して適切な助言を行う。</p>
<p>(2) その結果、何が (成果指標) 住民の利便性の向上及び行政の効率化</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか (成果指標) 第1次稼働により、本人確認情報の提供、第2次稼働により、住民票の写しの広域交付、転入転出の特例、住基カードの交付等のサービスが行われ、住民の利便性の向上、行政事務の効率化が図られた。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか (成果指標) 平成16年1月から開始した公的個人認証サービス等の活用の拡大により、大半の行政手続をインターネットで行うことが可能となるなど、より一層、住民の利便性の向上、行政事務の効率化が図られる。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 市町村課 行政班				
評価責任者	市町村課長			担当者行政班	
課番号	027019	係番号	01	電話番号	866-2134
				作成年月日	

事務事業コード	2006-027019-01-03
事務事業名	住民基本台帳事務の支援及び住民基本台帳ネットワークシステムの運用
歳出事業コード(1)	事業区分
歳出事業名(1)	
歳出事業コード(2)	事業区分
歳出事業名(2)	
歳出事業コード(3)	事業区分
歳出事業名(3)	

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	住民基本台帳ネットワークシステムの運用					
成果指標名又は成果の内容(A')	住民の利便性の向上及び行政の効率化					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	148,475	133,050	151,809	122,065	
	人工数D	2.10	1.40	1.40	1.40	
	人件費E	13,923	9,016	9,016	8,988	
	合計C+E=F	162,398	142,066	160,825	131,053	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	住民基本台帳ネットワークシステムの運用が適切に行われていることから、県民は概ね満足しているものと思われる。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	本人確認情報の拡大に伴い、県民ニーズは拡大傾向にある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	住民基本台帳法に基づき、全国で統一的に実施されている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	住民基本台帳法に規定されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	住民基本台帳法に規定されている。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	住民基本台帳法に規定されている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	住民基本台帳法に規定されているものであり、他に類似する事務事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	住民基本台帳法により、対象が規定されている。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	住民基本台帳ネットワークシステムの運用により、本人確認情報の提供、住民票の広域交付、転入転出の特例等のサービスが可能となっている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源=インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	費用は横ばいだが、本人確認情報の提供サービスの機会が増えるなど、住民の利便性が向上した。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標=アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定 根拠	費用は横ばいだが、本人確認情報の提供サービスの機会が増えるなど、住民の利便性が向上した。
----------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	住民基本台帳法で県の負担が規定されている。
----------	-----------------------

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定 根拠	住民基本台帳ネットワークシステムそのものがO A化されている。
----------	---------------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	D		

合計	A	B	C	D	E
	1 0	2		1	

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	広域交付や転入転出の特例、公的個人認証サービス等の拡充により、住民の利便性が向上するとともに、行政の効率化が進展する。
----------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-027019-01-06

事業名	行政改革大綱等の策定の推進	事業番号	06	課係名	市町村課 行政班	係番号	01
-----	---------------	------	----	-----	----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 市町村</p> <p>(2) 現状 行政改革大綱策定団体38(集中改革プラン36)、情報公開条例策定団体37、個人情報保護条例策定団体41(平成18年4月1日現在、全市町村数41)</p> <p>(3) 方法 行政改革大綱については、平成17年3月の新行政改革指針に基づく集中改革プランの策定公表と併せて、市町村が適切に対応できるよう助言を行っている。情報公開条例、個人情報保護条例の策定についても必要な助言を行っている。</p> <p>(4) 目標 全ての団体において、行政改革大綱、集中改革プラン、情報公開条例、個人情報保護条例を策定するとともに、行政改革に関する情報を住民が理解しやすいように工夫を講じ、積極的に広報を行うよう促進する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 市町村への技術的助言は県の自治事務である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 市町村への技術的助言は県の自治事務である。</p>															
<p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td style="text-align: center;">0.80</td> <td style="text-align: center;">1.50</td> <td style="text-align: center;">1.50</td> <td style="text-align: center;">1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 市町村事務指導費</p>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	0	0	0	人工数	0.80	1.50	1.50	1.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	0	0	0												
人工数	0.80	1.50	1.50	1.50												
<p>2. 事業の必要性 地方分権が実行の段階を迎えた今日、市町村においても、地方自治の新時代にふさわしい行政体制の整備を図る必要がある。事務事業の整理合理化や民間委託等の推進、組織・機構の見直しとともに、具体的な数値目標の設定・公表などを通し住民の理解と協力を得ながら、自主的・計画的により一層の行政改革を推進していく必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 平成7年度, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 行政改革大綱、集中改革プラン、定員適正化計画、情報公開条例、個人情報保護条例の策定・見直し等の推進に係る調査、助言</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 策定状況等の調査結果に基づき、以下の会議等において必要な助言を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総務課長会議等 2 集中改革プラン、定員管理調査ヒヤリング 3 行財政説明会 4 予算編成説明会 	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 各種会議等による助言のほか、未策定の団体を対象とした説明会(ヒヤリング)等を実施する。</p>																				
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 行政改革大綱、集中改革プラン、定員適正化計画、情報公開条例、個人情報保護条例の策定・見直し等の推進</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行革大綱制定済団体</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">38</td> </tr> <tr> <td>定員適正化計画</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> <tr> <td>情報公開条例</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: center;">37</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護条例</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">41</td> </tr> </tbody> </table>		平成15	平成16	平成17	行革大綱制定済団体	32	33	38	定員適正化計画	20	19	36	情報公開条例	32	34	37	個人情報保護条例	40	42	41	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 全ての団体において、「平成17年新指針」に基づき、行革大綱とそれに基づく集中改革プランを策定し、住民に公表することにより、住民の理解と協力を得ながら、自主的・計画的な行政改革の推進を図る。</p>
	平成15	平成16	平成17																			
行革大綱制定済団体	32	33	38																			
定員適正化計画	20	19	36																			
情報公開条例	32	34	37																			
個人情報保護条例	40	42	41																			

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 市町村課 行政班				
評価責任者	市町村課長			担当者行政班	
課番号	027019	係番号	01	電話番号	866-2134
				作成年月日	

事務事業コード	2006-027019-01-06				
事務事業名	行政改革大綱等の策定の推進				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	行政改革大綱、定員適正化計画の策定・見直し等の推進にかかる調					
成果指標名又は成果の内容(A')	行政改革大綱、定員適正化計画の策定・見直し等の推進					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	0	0	0	0
	人工数D	0.80	1.50	1.50	1.50	1.50
	人件費E	5,304	9,660	9,660	9,630	9,630
	合計C+E=F	5,304	9,660	9,660	9,660	9,630

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	各市町村では、「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政推進のための指針」「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」、に基づき、行政改革大綱・集中改革プランの策定・見直し・公表等により行政改革の推進に努めており、概ね、地域住民の満足が得られていると思われる。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	地方自治の新時代にふさわしい行政体制の整備を図る必要があり、県民ニーズも増加傾向にある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	地方自治法第245条の4に基づき、全国で統一的に実施されている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	地方自治法第245条の4に基づく。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	地方自治法第245条の4に基づく。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	地方自治法第245条の4に基づく。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	地方自治法第245条の4に基づく事業であり、他に類似する事務事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	地方自治法第245条の4により、対象が規定されている。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	行政改革大綱、集中改革プラン、定員適正化計画の策定・見直し等の推進にかかる調査、助言により、行政改革大綱、集中改革プラン、定員適正化計画の策定・見直し等の推進が図られている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。

判定根拠
 行政改革大綱、定員適正化計画の策定・見直し等の推進にかかる調査、助言により、行政改革大綱、定員適正化計画の策定・見直し等の推進が図られている。費用負担は人件費のみであり、大きな変動はない。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。

判定根拠
 地方自治法第245条の4に基づき適切に実施している。費用負担は人件費のみであり、大きな変動はない。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定根拠
 行政改革大綱、定員適正化計画の策定・見直し等の推進にかかる調査、助言により、行政改革大綱、定員適正化計画の策定・見直し等の推進が図られている。費用負担は人件費のみである。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 行政改革大綱策定の促進については、O A化はなじまない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	9	2	2		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性 1

(評価区分): B: 現状維持
 (具体的方向性): 1: 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠
 地方分権が実行の段階を迎えた今日、市町村においては、地方自治の新時代にふさわしい行政体制の整備を図る必要がある。事務事業の整理合理化や民間委託等の推進、組織・機構の見直しとともに、具体的な数値目標の設定・公表（集中改革プラン）をとおして地域住民の理解と協力を得ながら、自主的・計画的に、より一層の行政改革を推進していく必要がある。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-027019-02-01

事業名	財政運営等に関する助言等	事業番号	01	課係名	市町村課 財政班	係番号	02
-----	--------------	------	----	-----	----------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 市町村及び一部事務組合（主に財政担当職員）</p> <p>(2) 現状 市町村の予算編成にあたっては、毎年、説明会を開催し、編成後も予算割れ等がないよう、適宜助言を行っている。また、市町村等（主に財政担当職員）の財政運営等に関する質疑等に対し、助言を行っている。その他、行財政関係資料の収集分析、公表を行っている。</p> <p>(3) 方法 市町村等の組織及び運営の合理化に資する適切と認める技術的な助言等を行う。 予算編成、質疑・相談（市町村・一部事務組合） 助言（県）を行う。 総務省説明会への出席 予算編成説明会（対市町村）</p> <p>(4) 目標 市町村及び一部事務組合の自主的・主体的問題解決能力の向上。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 地方自治法第252条の17の5に基づく市町村等の組織及び運営の合理化に資するために行う適切と認める技術的な助言である。 市町村に対する財政運営上の助言等であり、民間事業にはなじまない。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 地方自治法第252条の17の5に基づく県の事務であること、専門知識と豊富な事例等に通じ、これらの情報収集の容易な県が管内市町村等を対象に行うものである。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.10</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：市町村事務指導費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	900	900	900	800	人工数	1.10	1.00	1.00	1.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	900	900	900	800												
人工数	1.10	1.00	1.00	1.00												
<p>2. 事業の必要性 地方自治法第252条の17の5に基づき、市町村に対し適切な助言等を行う必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を（手段・活動指標） 期限内処理及び適切な助言。 予算編成説明会の開催。 各種調査結果の公表等。</p>	<p>8. 過去3年間（H17まで）の実績</p> <p>8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標） 期限内処理・市町村等の判断の参考となる適切な助言等。</p>	<p>9. 今後3年間（H20まで）の戦略</p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標） 期限内処理・市町村等の判断の参考となる適切な助言等。</p>
<p>(2) その結果、何が（成果指標） 適正な財政運営等。</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） 適正な財政運営等が図られた。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） 適正な財政運営が図られる。 市町村等の自主的・主体的問題解決能力の向上が図られる。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 市町村課 財政班				
評価責任者	市町村課長		担当者 財政班		
課番号	027019	係番号	02	電話番号	866-2134
				作成年月日	

事務事業コード	2006-027019-02-01				
事務事業名	財政運営等に関する助言等				
歳出事業コード(1)	041002001	事業区分	E		
歳出事業名(1)	市町村事務指導費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	期限内処理及び適切な助言					
成果指標名又は成果の内容(A')	適切な財政運営等					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
成果指標A'	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	900	900	900	800	800
	人工数D	1.10	1.00	1.00	1.00	1.00
	人件費E	7,293	6,440	6,440	6,420	6,420
	合計C+E=F	8,193	7,340	7,340	7,220	7,220

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	市町村等により年間を通して財政運営等に係る質疑・相談があり、地方自治法等の法令及び実例等を踏まえ、最も適切な対処方法等を検討し、助言を行っている。また、市町村予算編成にあたっては、説明会を開催し、適切な情報提供を行い、更に予算割れを起こさないよう、適宜助言をしている。その他、行財政関係資料の収集分析、公表を行っている。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	市町村等の自主的・主体的問題解決能力は、同一ではないので、専門知識及び豊富な事例等に通じ、また、これらの情報収集の容易な県の立場からの助言が必要である。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5に基づく市町村等の組織及び運営の合理化に資するために行う適切と認める技術的な助言であり、他県も同様に行っている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5に基づく。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5に基づき、専門知識と豊富な事例等に通じ、これらの情報収集の容易な県が、管内市町村を対象に行うものである。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5に基づく市町村等に対する財政運営上の助言であり、民間委託になじまない。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5に基づく市町村に対する財政運営上の助言であり、他に類似する事務事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5に基づき、対象は、市町村及び一部事務組合と規定されている。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	市町村等より年間を通して財政運営に係る質疑・相談に対して、地方自治法等の法令及び実例等を踏まえ、最も適切な対処方法等を検討し、助言を行っており、適切な財政運営が図られると同時に、市町村等の自主的・主体的問題解決能力の向上に直接結びつく。また、予算編成にあたっては、説明会を開催し、適切な情報提供を行い、予算割れを起こさないよう適宜助言をしている。その他、行財政説明会関係資料の収集分析、公表を行っている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、成果とも横ばい。

判定根拠	費用は、例年ほぼ同額であり、県の助言により、適切な財政運営が図られると同時に市町村等の自主的・主体的問題解決能力の向上が図られている。
------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。

判定根拠	費用は、例年ほぼ同額であり、県の助言により、適正な財政運営が図られると同時に、市町村等の自主的・主体的問題解決能力の向上が図られている。
------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠	地方自治法第252条17の5に基づく事務であり、県の費用負担は、妥当である。
------	--

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠	市町村等の質疑・相談は、個別具体的事案であり、O A化になじまない。
------	------------------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A
	4. 民間委託の可能性		A
5. 事務事業の選択		A	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		A	

合計	A	B	C	D	E
	8	3	2		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠	地方自治法第252条17の5に基づく事務であり、市町村等からの年間を通しての財政運営等に係る質疑・相談に対して、地方自治法等の法令及び実例等を踏まえ、最も適切な対処方法等を検討し、助言を行うことによって適切な財政運営が図られると同時に、市町村等の自主的・主体的問題解決能力の向上が図られる。
------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-027019-02-02

事業名	財政調査等	事業番号	02	課係名	市町村課 財政班	係番号	02
-----	-------	------	----	-----	----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 市町村。</p> <p>(2) 現状 地方自治法第252条の17の5（組織及び運営の合理化に係る助言及び勧告並びに資料の提出の要求）及び同法第252条の17の6（財務に係る実地検査）に基づき、市町村の財政運営等について、県が財政調査を行っている。また、市町村の財政事情に関する国の調査の対応を行っている。</p> <p>(3) 方法 財政調査実施（県） 財政調査報告（県） 改善処理方針・改善結果報告（市町村） 市町村照会（県） 調査表の検収・取りまとめ（県） 財務調査官聴取（国）</p> <p>(4) 目標 市町村の条例・規則制定能力及び財政運営能力等の向上。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 地方自治法第252条の17の5及び同法252条の17の6に基づく市町村等の組織及び運営の合理化に資するために行う。 市町村に対する財政運営上の助言であり、民間事業にはなじまない。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 地方自治法第252条の17の5及び同法252条の17の6に基づく県の事務であること、専門的知識と豊富な事例、市町村財政に関する豊富な情報を有する県が、管内市町村を対象に行う。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.00</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：市町村事務指導費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	300	300	200	300	人工数	1.00	1.10	1.10	1.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	300	300	200	300												
人工数	1.00	1.10	1.10	1.10												
2. 事業の必要性 地方自治法第252条の17の5及び6に基づき、市町村の組織及び運営に関する実態の把握・分析を行い、その合理化に資する助言・勧告を行うのに必要である。																
3. 実施年度・始期：昭和55年度，終期：																
4. 自治上の区分： 自治事務																

<p>(1) 何を（手段・活動指標） 報告期限（助言等）・調査件数。</p>	<p>8. 過去3年間（H17まで）の実績 8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標） 期限内処理・調査団体一県調査4団体（H14）、県調査3団体（H15）、0団体（H16）、国調査5団体（H16）</p>	<p>9. 今後3年間（H20まで）の戦略 9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標） 期限内処理・市町村の要望に最大限応える。</p>
<p>(2) その結果、何が（成果指標） 財政運営等の適正化。</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） 条例・規則の制定や財政運営の適正化が図られた。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） 条例・規則の制定や財政運営の適正化が図られる。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 市町村課 財政班				
評価責任者	市町村課長			担当者 財政班	
課番号	027019	係番号	02	電話番号	866-2134
作成年月日					

事務事業コード	2006-027019-02-02				
事務事業名	財政調査等				
歳出事業コード(1)	041002001	事業区分	E		
歳出事業名(1)	市町村事務指導費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	報告期限・調査件数					
成果指標名又は成果の内容(A')	助言等に関する改善					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	団体数	3.00	4.00	0.00		0.00
成果指標A'	団体数	3.00	4.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	300	300	200	300	
	人工数D	1.00	1.10	1.10	1.10	
	人件費E	6,630	7,084	7,084	7,062	
	合計C+E=F	6,930	7,384	7,284	7,362	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B. 概ね満足している。	
判定根拠	財政調査の申し出があった市町村の組織及び運営に関する実態の把握・分析を行い、その合理化に資する助言・勧告を行っている。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B. 横ばい	
判定根拠	市町村の条例・規則制定能力及び財政運営能力等は、同一ではないので、専門知識と豊富な事例、市町村財政に関する豊富な情報を有する県の立場から助言・勧告が必要である。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5及び6に基づき、財政調査の申し出があった市町村の組織及び運営に関する実態の把握・分析を行い、その合理化に資する助言・勧告であり、他県も同様に行っている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5及び6に基づく。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5及び6に基づき、専門知識と豊富な事例、市町村財政に関する豊富な情報を有する県が管内市町村を対象に行うもの。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5及び6に基づく、市町村に対する財政運営上の助言であり、民間委託になじまない。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	地方自治法第252条17条の5及び6に基づく、市町村に対する財政運営上の助言であり、民間委託になじまない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5及び6に基づき市町村と規定されている。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	財政調査の申し出があった市町村の組織及び運営に関する実態の把握・分析を行い、その合理的に資する助言・勧告を行っており、市町村の条例・規則制定能力及び財政運営能力等の向上に直接結びつく。また、市町村の財政事情に関する国の調査の対応を行い、それを市町村助言に反映している。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。

判定 根拠	費用は、例年ほぼ同額であり、財政調査により、市町村の条例・規則制定能力等の向上が図られている。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。

判定 根拠	費用は、例年ほぼ同額であり、財政調査により、市町村の条例・規則制定能力等の向上が図られている。
----------	---

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定 根拠	地方自治法第252条17の5及び6に基づく事務であり、県の負担は妥当である。
----------	--

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	様式については、電子データで処理しているが、個別具体的な事案であり、O A化になじまない。
----------	---

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
8	3	2			

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性 1

(評価区分): B: 現状維持
 (具体的方向性): 1: 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	地方自治法第252条17の5及び6に基づく事務であり、財政調査の申し出が会った市町村の組織及び運営に関する実態の把握・分析を行い、その合理化に資する助言・勧告を行うことによって、市町村の条例・規則制定能力及び財政運営能力等の向上が図られる。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-027019-02-03

事業名	決算状況調査	事業番号	03	課係名	市町村課 財政班	係番号	02
-----	--------	------	----	-----	----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 市町村及び一部事務組合</p> <p>(2) 現状 市町村等の普通会計決算状況及び地方公営企業決算状況を所定の調査票・検収調書等に基づき検収し、とりまとめたうえで公表している。</p> <p>(3) 方法 総務省説明会出席 市町村等説明会開催 調査表の検収・取りまとめ 総務省検収 決算状況の公表</p> <p>(4) 目標 適正な財政運営等。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 地方自治法第252条の17の5に基づく事務である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 地方自治法第252条の17の5に基づく法定受託事務の一環として県が実施している。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>700</td> <td>690</td> <td>700</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>2.50</td> <td>2.70</td> <td>2.70</td> <td>2.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 市町村事務指導費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	700	690	700	600	人工数	2.50	2.70	2.70	2.70
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	700	690	700	600												
人工数	2.50	2.70	2.70	2.70												
<p>2. 事業の必要性 普通会計決算及び地方公営企業会計決算状況調査は、地方財政の状況を把握する最も基礎的な調査であるとともに、各市町村等の財政運営及び国・県が助言を行う際の指標として不可欠なため。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和47年度, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 決算状況調査。</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 期限内処理・公表。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 期限内処理・公表。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 適正な財政運営。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 全ての市町村等が期限内に処理しており、県が市町村の財政状況(総括)を分析・公表し、助言等の参考として活用している。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 全ての市町村等が期限内に処理しており、県が市町村の財政状況(総括)を分析・公表し、助言等の参考として活用している。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 市町村課 財政班				
評価責任者	市町村課長			担当者 財政班	
課番号	027019	係番号	02	電話番号	866-2134
				作成年月日	

事務事業コード	2006-027019-02-03				
事務事業名	決算状況調査				
歳出事業コード(1)	041002001	事業区分	E		
歳出事業名(1)	市町村事務指導費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	決算状況調査					
成果指標名又は成果の内容(A')	適正な財政運営					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	団体数	83.00	83.00	67.00	67.00	67.00
成果指標A'	団体数	83.00	83.00	67.00	67.00	67.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	700	690	700	600	600
	人工数D	2.50	2.70	2.70	2.70	2.70
	人件費E	16,575	17,388	17,388	17,334	17,334
	合計C+E=F	17,275	18,078	18,088	17,934	17,934

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 A
	(判定内容) A: 満足している。
判定根拠	決算状況調査(普通会計、地方公営企業会計)は、地方財政の状況を把握する最も基礎的な調査であると共に、各市町村等の財政運営及び国・県が助言を行う際の指標として不可欠である。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 B
	(判定内容) B: 横ばい
判定根拠	決算状況調査(普通会計、地方公営企業会計)は、地方財政の状況を把握する最も基礎的な調査であるとともに、各市町村等の財政運営及び国・県が助言をおこなう際の指標として不可欠であり、県が市町村財政状況を分析・公表する必要がある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5に基づく調査であり、他県も同様に行っている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5に基づく。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5に基づく事務であり、県が実施している。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5に基づく事務であり、他に類似する事務事業はない。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5に基づく事務であり、他に類似する事務事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	地方自治法第252条17の5に基づき、対象は、市町村及び一部事務組合と規定されている。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	決算状況調査（普通会計、地方公営企業会計）は、地方財政の状況を把握する最も基礎的な調査であるとともに、各市町村等の財政運営及び国・県が助言を行う際の指標として不可欠であり、県が市町村の財政状況（総括）を分析・公表するのに直接結びつく。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定根拠。 費用は例年ほぼ同額であり、県が市町村の財政状況（総括）を分析・公表し、助言等の参考として活用している

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定根拠。 費用は例年ほぼ同額であり、県が市町村の財政状況（総括）を分析・公表し、助言等の参考として活用している

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠。 地方自治法第252条17の5に基づく事務であり、県の費用負担は妥当である。

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定根拠。 システム化されている。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	B
	3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	A
	4. 民間委託の可能性		A
5. 事務事業の選択		A	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		D	

合計	A	B	C	D	E
9	3		1		

12. 所管課の総合評価

総合評価
 評価区分 B 具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠。 決算状況調査（普通会計、地方公営企業会計）は、地方財政の状況を把握するもっとも基礎的な調査であるとともに、各市町村等の財政運営及び国・県が助言を行う際の指標として不可欠であり、県が市町村の財政状況（総括）を分析・公表し、助言等の参考として活用している。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-027019-02-07

事業名	普通交付税の算定・交付（需要）	事業番号	07	課係名	市町村課 財政班	係番号	02
-----	-----------------	------	----	-----	----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 県内市町村</p> <p>(2) 現状 基準財政需要額について、各市町村ごとに算出し、基準財政収入額と調整、交付額を算定し、交付している。また、錯誤を防ぐため、交付税検査を実施している。さらに、算定方法について、地域の実情が的確に反映されるよう、国に意見の申し出を行っている。</p> <p>(3) 方法 総務省算定事務説明会出席 市町村算定事務説明会開催 算定事務（基礎数値照会・検収・総務省報告） 交付決定 交付（4回） 交付状況の公表</p> <p>(4) 目標 適正交付</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 地方交付税法に基づく事務である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 地方交付税法に基づく法定受託事務（地方交付税法第5条及び同法第17条等）</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>3,200</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>2.00</td> <td>2.80</td> <td>2.80</td> <td>3.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：市町村指導事務費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	5,000	5,000	3,200	3,900	人工数	2.00	2.80	2.80	3.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	5,000	5,000	3,200	3,900												
人工数	2.00	2.80	2.80	3.50												
<p>2. 事業の必要性 地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の自律性、自主性を確保する。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 法定受託事務</p>																

<p>(1) 何を（手段・活動指標） 錯誤件数（収入・需要）の減。</p>	<p>8. 過去3年間（H17まで）の実績 8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標） 錯誤件数（収入・需要）：309件（H・15）、260件（H・16）、323件（H17）</p>	<p>9. 今後3年間（H20まで）の戦略 9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標） 錯誤件数（収入・需要）：100件以下。</p>
<p>(2) その結果、何が（成果指標） 適正な算定・交付。</p>	<p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） 適正な算定・期限内処理。</p>	<p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） 適正な算定・期限内処理。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 市町村課 財政班				
評価責任者	市町村課長			担当者 財政班	
課番号	027019	係番号	02	電話番号	866-2134
				作成年月日	

事務事業コード	2006-027019-02-07				
事務事業名	普通交付税の算定・交付（需要）				
歳出事業コード（1）	041002001	事業区分	E		
歳出事業名（1）	市町村事務指導費				
歳出事業コード（2）		事業区分			
歳出事業名（2）					
歳出事業コード（3）		事業区分			
歳出事業名（3）					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容（A）	錯誤件数（収入・需要）の減					
成果指標名又は成果の内容（A'）	適正な算定・交付					
活動指標名又は活動の内容（B）						
成果指標名又は成果の内容（B'）						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	件数	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
成果指標A'	件数	309.00	260.00	323.00	100.00	100.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	5,000	5,000	3,200	3,900	
	人工数D	2.00	2.80	2.80	3.50	
	人件費E	13,260	18,032	18,032	22,470	
	合計C + E = F	18,260	23,032	21,232	26,370	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	地方交付税法第5条及び同法第17条に基づく事務であり、本事務を適正に行うことにより、普通交付税の適正交付につながっている。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	地方交付税総額が縮小される傾向にある中、普通交付税の対象になる事項の計上もれがないように、基礎数値の適正な算定が求められている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	地方交付税法第5条及び同法第17条に基づく事務であり、他県も同様に行っている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	地方交付税法第5条及び同法第17条に基づく。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	地方交付税法第5条及び同法第17条に基づく事務である。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	地方交付税法第5条及び同法第17条に基づく事務であり、民間委託になじまない。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	地方交付税法第5条及び同法第17条に基づく事務であり、他に類似する事務事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	地方交付税法第5条及び同法第17条に基づく事務であり、対象は、市町村と規定されている。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	地方交付税法第5条及び同法第17条に基づく事務であり、本事務を適正に行うことにより、普通交付税の適正交付に直接結びつく。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、成果とも横ばい。

判定 根拠	費用は例年ほぼ同額であり、普通交付税の算定に係るヒヤリングや検査により、適正な交付が確保されている。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。

判定 根拠	費用は例年ほぼ同額であり、普通交付税の算定に係るヒヤリングや検査により、適正な交付が確保されている。
----------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	地方交付税法第5条及び同法第17条に基づく事務であり、県の費用負担は妥当である。
----------	--

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定 根拠	システム化されている。
----------	-------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	D		

合計	A	B	C	D	E
	7	3	2	1	

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	地方交付税法第5条及び同法第17条に基づく事務であり、本事務を適正に行うことにより、普通交付税の適正交付を図る。また、錯誤措置等の減少に努め、更なる適正交付を図る必要がある。
----------	---

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-027019-02-10

事業名	地方債の許可事務等	事業番号	10	課係名	市町村課 財政班	係番号	02
-----	-----------	------	----	-----	----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 市町村及び一部事務組合</p> <p>(2) 現状 市町村の地方債計画書に基づいて地方債の配分枠を確保し、起債許可申請を審査したうえで、地方債を許可する。併せて、資金の借入事務等についての助言を行う。また、必要に応じて、実地検査を実施している。</p> <p>(3) 方法 各種事業の適償性等について地方債許可方針等に基づいて審査のうえ、地方債を許可する。</p> <p>(4) 目標 市町村事業の円滑な推進及び地域の振興並びに市町村の健全な財政運営の確保。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 地方債の許可事務については、法律（地方財政法第5条の3，同法第33条の7）により法定受託事務となっており、県は国の許可方針（基準）を受けて、市町村に許可基準を定め公表することとともに、市町村の財政状況を勘案して起債要望額に応じた起債の許可を行う。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 法律により県の法定受託事務になっているためである。</p>															
7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）																
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td style="text-align: center;">543</td> <td style="text-align: center;">516</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td style="text-align: center;">2.30</td> <td style="text-align: center;">2.70</td> <td style="text-align: center;">2.70</td> <td style="text-align: center;">2.70</td> </tr> </tbody> </table>			H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	543	516	400	300	人工数	2.30	2.70	2.70	2.70
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	543	516	400	300												
人工数	2.30	2.70	2.70	2.70												
対応する予算の事業名：市町村事務指導事業																
2. 事業の必要性 地域経済における地方公共団体の役割は大きく、三位一体の改革が実施される中で、厳しい財政状況下にある市町村が住民のニーズに基づく緊急性の高い事業を推進するためには国庫補助金や県支出金等のほか、起債による財源確保は重要である。																
3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：																
4. 自治上の区分： 法定受託事務																

(1) 何を（手段・活動指標） 地方債の許可	8. 過去3年間（H17まで）の実績 8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標） 市町村事業の適償性の審査のほか執行に支障が起きないように起債要望額の確保に努めるとともに、有利な地方債の充実に努める。同時に、起債事務に係る助言を行う。	9. 今後3年間（H20まで）の戦略 9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標） 市町村事業の適償性を確保し、市町村の振興に資する事業については可能な限り市町村の要望に対処していく。なお、財政運営の健全化に努力を払わない市町村については、起債の制限を検討する。
(2) その結果、何が（成果指標） 市町村事業の円滑な推進及び地域の振興が図られた。	8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） 市町村の事業計画に基づく住民ニーズの高い公共施設が優先して整備され、住民福祉の向上が推進された。	9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） 市町村が自らの財政状況に対応した地方債の発行に努め、財政運営の健全化を図るよう、また、住民ニーズや緊急性など優先度の高い事業を選択して実施するように助言していく。

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 市町村課 財政班				
評価責任者	市町村課長			担当者 財政班	
課番号	027019	係番号	02	電話番号	866-2134
作成年月日					

事務事業コード	2006-027019-02-10				
事務事業名	地方債の許可事務等				
歳出事業コード(1)	041002001	事業区分	E		
歳出事業名(1)	市町村事務指導費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	地方債の許可					
成果指標名又は成果の内容(A')	市町村事業の円滑な推進、地域の振興					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	市町村数	52.00	52.00	41.00	41.00	41.00
成果指標A'	市町村数	52.00	52.00	41.00	41.00	41.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	543	516	400	300	
	人工数D	2.30	2.70	2.70	2.70	
	人件費E	15,249	17,388	17,388	17,334	
	合計C+E=F	15,792	17,904	17,788	17,634	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い (判定内容) B: 概ね満足している。	判定 B
判定 根拠	県民、市町村から苦情等は無く、概ね満足していると思料する。
(2) 県民ニーズの動向 (判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	県内市町村の地方債残高が増加傾向にある中、地方債は、将来に債務を残すものであり、起債にあたっては、将来の財政運営に及ぼす影響を考慮する必要があることから、今後とも適切な財政運営及び公債費の適切な管理に努める必要があり、起債許可事務に対する県民ニーズは、増加傾向にある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	地方財政法第5条の3、第33条の7に基づく事務であり、全国で統一的に実施されている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	地方財政法第5条の3、第33条の7に基づく法定事務である。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	地方財政法第5条の3、第33条の7に基づく法定事務である。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	地方財政法第5条の3、第33条の7に基づく法定事務であり、民間委託にはなじまない。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	地方財政法第5条の3、第33条の7に基づく法定事務であり、類似する事務事業はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	地方財政法第5条の3、第33条の7により、対象が規定されている。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	地方債の許可事務は、地方債が将来に負担を残すものであるため、その適正限度を保持しなければならず、地方債の許可制度を通じて、個々の地方公共団体の地方債発行の適正限度を確保するなど、市町村の財政健全性の確保に努めている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。

判定根拠 地方財政法第33条の7に基づく事務であり、地方債の許可事務は適切に行われている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定根拠 地方財政法第33条の7に基づく事務であり、地方債の許可事務は適切に行われている。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 費用負担はない。

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定根拠 O A化済である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2
		(2) 対結果	A 2
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		D

合計	A	B	C	D	E
	1 0	2		1	

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠 県内市町村の地方債残高が増加傾向にある中、地方債は、将来に債務を残すものであり、起債にあたっては、将来の財政運営に及ぼす影響を考慮する必要があることから、今後とも適切な財政運営及び公債費の適切な管理に努める必要がある。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-027019-02-14

事業名	土地開発公社の指導・監督等	事業番号	14	課係名	市町村課 財政班	係番号	02
-----	---------------	------	----	-----	----------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 市町村が設置する土地開発公社</p> <p>(2) 現状 土地開発公社は「公拡法」に基づき、関係地方公共団体の全額出資により設立された。県は、毎年度の事業実績及び事業計画調査により運営状況を把握し、健全な運営を確保するために必要がある場合は業務命令、報告及び検査等必要な措置を求めることができる。また、国へ調査結果の報告を行っている。</p> <p>(3) 方法 各種調査により土地開発公社の経営状況を把握するとともに、適切な指導・助言を行う。</p> <p>(4) 目標 市町村土地開発公社の経営の健全化を推進する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 県は、「公有地の拡大の推進に関する法律」第19条の規定に基づいて土地開発公社への立入検査及び設立団体の長に対して命令及び必要な措置を講じるよう求める旨の監督権限が付与されている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 「公拡法」に基づいて、設立認可事務及び健全な経営の確保するための指導助言は県の役割である。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>200</td> <td>190</td> <td>200</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 市町村事務指導事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	200	190	200	100	人工数	0.20	0.20	0.20	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	200	190	200	100												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.20												
<p>2. 事業の必要性 土地開発公社の設立、定款の変更等の認可は、県(市町村課)が所管することになっており、県はこれを監督する立場にある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和47年度, 終期:</p> <p>4. 自治上の区分: 法定受託事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 土地開発公社に対する指導・監督。</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 各種調査により土地開発公社の経営状況を把握するとともに、適切な指導・助言を行った。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 土地開発公社の経営状況の的確な把握に努めるとともに、情報公開を促進する。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 土地開発公社の経営健全化。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 土地開発公社業務の円滑な推進に寄与した。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 長期保有土地の解消と住民に開かれた行政を推進する。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 市町村課 財政班				
評価責任者	市町村課長			担当者 財政班	
課番号	027019	係番号	02	電話番号	866-2134
				作成年月日	

事務事業コード	2006-027019-02-14				
事務事業名	土地開発公社の指導・監督等				
歳出事業コード(1)	041002001	事業区分	E		
歳出事業名(1)	市町村事務指導費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	土地開発公社に対する指導監督					
成果指標名又は成果の内容(A')	土地開発公社の経営健全化の推進					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	公社数	11.00	11.00	11.00	11.00	0.00
成果指標A'	公社数	11.00	11.00	11.00	11.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	200	190	200	100	
	人工数D	0.20	0.20	0.20	0.20	
	人件費E	1,326	1,288	1,288	1,284	
	合計C+E=F	1,526	1,478	1,488	1,384	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い	判定 B
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	県民等から苦情等が寄せられたことはなく、概ね満足していると史料する。
(2) 県民ニーズの動向	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	土地開発公社は、「公拡法」に基づき、関係地方公共団体の全額出資により設立された特別法人である。県内の土地開発公社は、11団体あり、三位一体の改革により県内市町村の財政状況が厳しい中、引き続き健全な経営確保のための指導・監督が強く求められている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	公有地の拡大の推進に関する法律第19条に基づき、全国で統一的に実施されている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	公有地の拡大の推進に関する法律第19条に基づいて、土地開発公社への設立認可事務及び立ち入り検査、設立団体の長に対して命令及び健全な運営確保のための措置を講じるよう求める旨の監督権限が付与されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	公有地の拡大の推進に関する法律第19条に基づいて、土地開発公社への設立認可事務及び立ち入り検査、設立団体の長に対して命令及び健全な運営確保のための措置を講じるよう求める旨の監督権限が付与されている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	公有地の拡大の推進に関する法律第19条に基づき事務。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	公有地の拡大の推進に関する法律第19条に基づき事務であり、他に類似する事務はない。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	公有地の拡大の推進に関する法律第19条に基づき事務であり、対象が規定されている。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	公有地の拡大の推進に関する法律第19条に基づいて、土地開発公社への設立認可事務及び立ち入り検査、設立団体の長に対して命令等を通じて市町村土地開発公社の経営の健全化が推進される。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、成果とも横ばい。

判定 根拠	公有地の拡大の推進に関する法律第19条に基づいて、土地開発公社への設立認可事務及び立ち入り検査、設立団体の長に対して命令等を通じて市町村土地開発公社の経営の健全化が推進される。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。

判定 根拠	公有地の拡大の推進に関する法律第19条に基づいて、土地開発公社への設立認可事務及び立ち入り検査、設立団体の長に対して命令等を通じて市町村土地開発公社の経営の健全化が推進される。
----------	--

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	県の負担はない。
----------	----------

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定 根拠	O A化済みである。
----------	------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	A
	(2) 県市町村		A	
4. 民間委託の可能性			A	
	5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C	
		(2) 対結果	C	
	9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性				D

合計	A	B	C	D	E
8	2	2	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	土地開発公社は、「公拡法」に基づき、関係地方公共団体の全額出資により設立された特別法人である。県内の土地開発公社は、11団体あり、三位一体の改革により県内市町村の財政状況が厳しい中、引き続き健全な経営確保のための指導・監督が強く求められている。今後とも、10年以上の長期保有土地の解消等不適切な状況を早期に解消すべく、引き続き経営健全化に向けた適切な指導を行う必要がある。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-027019-03-01

事業名	税制度、地方税法等の運用・解釈に関する市町村支援	事業番号	01	課係名	市町村課 税政班	係番号	03
-----	--------------------------	------	----	-----	----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 各市町村並びに市町村税務担当等職員及び市町村資産評価審査委員会委員</p> <p>(2) 現状 税務業務は内容が複雑多岐にわたり、かつ専門的であり、業務遂行にあたっては経験と専門的知識を要する。また、同様に資産の評価も専門的知識を有する。このため適切な解釈助言を行うとともに、説明会、研修会を開催し、資質の向上を図るとともに、適正な課税に資している。</p> <p>(3) 方法 地方税法等に関する助言、税制改正説明会、固定資産評価事務研修会、固定資産評価審査委員会運営研修会の開催。</p> <p>(4) 目標 税法例、制度の適正な運用・解釈 適正公平な課税・徴収の確保 固定資産の適正評価と適正課税</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 市町村への適切な助言については県の事務である。また、固定資産評価員の研修、及び市町村長に対し、固定資産の価格の決定について、助言することは地方税法第401条による法定受託事務である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 固定資産評価員の研修、及び市町村長に対し、固定資産の価格の決定について、助言することは地方税法第401条による法定受託事務である。また、研修等により、県内全市町村に対し、統一した税制解釈・運用が行われるような支援をする必要がある。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>1,556</td> <td>1,556</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.50</td> <td>2.30</td> <td>2.10</td> <td>2.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：市町村事務指導費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	500	1,000	1,556	1,556	人工数	1.50	2.30	2.10	2.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	500	1,000	1,556	1,556												
人工数	1.50	2.30	2.10	2.10												
<p>2. 事業の必要性 税務業務は内容が複雑多岐にわたり、かつ専門的であり、業務遂行にあたっては経験と専門的知識を要する。また、同様に資産の評価も専門的知識を有する。このため適切な解釈助言を行うとともに税務職員、及び固定資産評価委員を対象に研修会を開催し、資質の向上を図り、適正な課税を確保する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 法定受託事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 地方税法及び制度に関する解釈助言。制度改正説明会、固定資産評価事務研修会、固定資産評価審査委員会運営研修会の開催。</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 税務事務執行の適正化、徴収率向上。市町村職員及び市町村固定資産評価審査委員の資質の向上、市町村税制度の適正運用。</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 地方税法及び制度に関する解釈助言。制度改正説明会、固定資産評価事務研修会、固定資産評価審査委員会運営研修会の開催。</p> <p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 税務事務執行の適正化、徴収率向上。市町村職員及び市町村固定資産評価審査委員の資質の向上、市町村税制度の適正運用。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 地方税法及び制度に関する解釈助言、徴収に関する意見交換を実施。税制改正の説明会の実施。地方税法全般に亘る研修を年間1回開催。固定資産評価審査委員会運営研修会の隔年開催。固定資産評価事務研修会の年1回の開催。</p> <p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 税務事務執行の適正化、徴収率向上。市町村職員及び市町村固定資産評価審査委員の資質の向上、市町村税制度の適正運用。</p>
--	--	---

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 市町村課 税政班				
評価責任者	市町村課長			担当者 税政班	
課番号	027019	係番号	03	電話番号	866-2134
				作成年月日	

事務事業コード	2006-027019-03-01				
事務事業名	税制度、地方税法等の運用・解釈に関する市町村支援				
歳出事業コード(1)	041002001	事業区分	E		
歳出事業名(1)	市町村事務指導費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	研修会への講師派遣					
成果指標名又は成果の内容(A')	市町村税制度の適正運用					
活動指標名又は活動の内容(B)	固定資産税事務研修会開催					
成果指標名又は成果の内容(B')	固定資産税事務の適正運用					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	回	1.00	1.00	1.00		1.00
成果指標A'	回	1.00	1.00	1.00		1.00
活動指標B	回	1.00	1.00	1.00		1.00
成果指標B'	回	1.00	1.00	1.00		1.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	500	1,000	1,556	1,556	
	人工数D	1.50	2.30	2.10	2.10	
	人件費E	9,945	14,812	13,524	13,482	
	合計C+E=F	10,445	15,812	15,080	15,038	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	市町村の税務職員研修や固定資産評価事務研修などを行うことにより、各市町村における適正な税務行政事務執行に貢献している。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	県民の税に対する意識が高まることにより、税務行政についても厳しい目が向けられている。その中で税務職員に資質の向上が求められている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他県も同様な事業を行っている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	地方税法第401条に、県知事は固定資産評価員の研修を行うことが規定されている。 また、県知事は市町村に対しても税務行政に関する技術的援助や、指導を行うことが求められており、市町村職員の資質の向上を図る必要がある。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	地方税法第401条に、県知事は固定資産評価員の研修を行うことが規定されている。 また、県知事は市町村に対しても税務行政に関する技術的援助や、指導を行うことが求められており、市町村職員の資質の向上を図る必要がある。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	民間でも同様な研修を行っているが、各市町村が単独で研修を受けると費用が高額となる。現在の研修は、自治研修所で市町村課の職員が講師を務めて開催しており、費用は低額ですんでいる。	

5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	「民」においても類似の研修はあるが、費用が高額で全市町村において研修費用を予算措置し、受講することはできない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	市町村において適正な税務行政を行うためには、職員の資質の向上が重要であり、初任者に対する税務行政の概要等基礎的な税の知識習得を目的とした研修は有効である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	市町村において適正な税務行政を行うためには、職員の資質の向上が重要であり、初任者に対する税務行政の概要等基礎的な税の知識習得を目的とした研修は有効である。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定根拠 固定資産評価事務研修及び評価審査委員回運営研修は、全国の地方団体が会員として負担金を納付している（財）資産評価システム研究センターとの共催で、県の負担は年度ごとの負担金のみである。研修会費用はセンター持ちである。また、自治研修所が開催する研修会の講師は、ほとんど市町村課の職員であり、報償費・旅費は支給されず、費用はほとんど生じない。研修開催により市町村職員の資質の向上に寄与している。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定根拠 固定資産評価事務研修及び評価審査委員回運営研修は、全国の地方団体が会員として負担金を納付している（財）資産評価システム研究センターとの共催で、県の負担は年度ごとの負担金のみである。研修会費用はセンター持ちである。また、自治研修所が開催する研修会の講師は、ほとんど市町村課の職員であり、報償費・旅費は支給されず、費用はほとんど生じない。研修開催により市町村職員の資質の向上に寄与している。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 県主催の研修会であり、（財）資産評価システムセンターへの負担金は各市町村それぞれ負担している。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠 研修はO A化は不適。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		B
4. 民間委託の可能性	B		
5. 事務事業の選択	C		
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
	8	4	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠 固定資産評価に係る研修は、地方税法第401条で、県知事が行うよう規定されており、市町村の適正な税務行政の執行のためには、職員の資質の向上が重要であり、初任者に対する税務行政の概要等基礎的な税の知識習得を目的とした研修等は有効である。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-027019-03-03

事業名 固定資産関連調書・審議会事務	事業番号 03	課係名 市町村課 税政班	係番号 03
-----------------------	------------	-----------------	-----------

<p>1. 事業内容 (1) 対象 沖縄県固定資産評価審議会委員、市町村</p> <p>(2) 現状 地方税法の規定により、県知事は市町村の固定資産の提示平均価格を算定し、市町村に提示し、固定資産価格等の決定結果を総務大臣に報告することとされている。</p> <p>(3) 方法 県は市町村から提出のされた固定資産の総評価見込額を精査し、当該年度における土地及び家屋に係る提示平均価格を算定し、沖縄県固定資産評価審議会に諮問後、市町村に提示する。平成17年度は平成18年度評価替えのための基準地の価格決定も行う。固定資産税の価格等の概要については、市町村から提出された調書を精査し、総務大臣に報告する。</p> <p>(4) 目標 市町村の固定資産の適正な提示平均価格の算定 固定資産税の適正・公平な課税。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 地方税法に基づく事務</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 沖縄県固定資産評価審議会については、地方税法第388条及び第410条の2において、固定資産評価基準の細目に関する事項について県知事が定めることとされており、その際審議会の意見を聴取することになっている。 固定資産税概要調書については、地方税法第418条、第422条に基づき県知事は、市町村が作成した概要調書の報告を受けて、総務大臣に報告することになっている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>276</td> <td>276</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.60</td> <td>0.70</td> <td>0.85</td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：市町村事務指導費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	100	100	276	276	人工数	0.60	0.70	0.85	0.85
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	100	100	276	276												
人工数	0.60	0.70	0.85	0.85												
<p>2. 事業の必要性 提示平均価格は、県内市町村の全ての土地及び家屋の単位あたりの平均評価見込み額であり、都道府県相互間及び市町村相互間の評価の均衡を図る役割がある。 固定資産税概要調書は、市町村相互間の評価の均衡を図るとともに、固定資産の収入見込み、地方財政計画の基礎資料となる。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 法定受託事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 提示平均価格の算定及び決定については、市町村への基礎数値の調査の照会、調整、国への報告と固定資産税概要調書については、検収・報告</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 固定資産評価の適正、均衡の確保</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 基準地価格の決定及び提示平均価格の決定に係る基礎数値を算定し、沖縄県固定資産審議会への諮問を経て、提示平均価格を決定し、市町村へ通知する。 固定資産税概要調書については、検収・報告</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 適正な評価額の確保 適正、公平な課税等の確保</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 平均評価見込み額の正確な把握、提示平均価格の適正な算定 固定資産税概要調書の団体間・地域間の的確な比較・分析・把握</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) より適正で均衡のある評価額の確保 より適正、公平な課税等の確保</p>
--	---	--

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 市町村課 税政班				
評価責任者	市町村課長			担当者 税政班	
課番号	027019	係番号	03	電話番号	866-2134
				作成年月日	

事務事業コード	2006-027019-03-03				
事務事業名	固定資産関連調査・審議会事務				
歳出事業コード(1)	041002001	事業区分	E		
歳出事業名(1)	市町村事務指導費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	基礎数値調査の照会、調整、総務省報告、審議会開催					
成果指標名又は成果の内容(A')	提示平均価格の算定、適正な固定資産評価、均衡の確保					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	回	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
成果指標A'	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	100	100	276	276	
	人工数D	0.60	0.70	0.85	0.85	
	人件費E	3,978	4,508	5,474	5,457	
	合計C+E=F	4,078	4,608	5,750	5,733	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B
	(判定内容) B. 概ね満足している。
判定根拠	地方税法第388条及び第410条の2において、県知事は固定資産評価基準の細目に関する事項について定めることとされており、その際に審議会の意見を聴取することになっている。これまで審議会への諮問に対する答申で意義はない。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A
	(判定内容) A. 増加傾向
判定根拠	地方税法第388条及び第410条の2において、県知事は固定資産評価基準の細目に関する事項について定めることとされており、その際に審議会の意見を聴取することになっている。このように法令で定められているだけでなく、適正な資産評価についての県民のニーズは高い。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	他県も同様な事務を行っている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	地方税法第388条及び第410条の2において、県知事は固定資産評価基準の細目に関する事項について定めることとされており、その際に審議会の意見を聴取することになっている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	地方税法第388条及び第410条の2において、県知事は固定資産評価基準の細目に関する事項について定めることとされており、その際に審議会の意見を聴取することになっている。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	地方税法第388条及び第410条の2において、県知事は固定資産評価基準の細目に関する事項について定めることとされており、その際に審議会の意見を聴取することになっている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	地方税法第388条及び第410条の2において、県知事は固定資産評価基準の細目に関する事項について定めることとされており、その際に審議会の意見を聴取することになっている。 同様な事務事業を行う権限は他には認められていない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	地方税法第388条及び第410条の2において、県知事は固定資産評価基準の細目に関する事項について定めることとされており、その際に審議会の意見を聴取することになっている。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	地方税法第388条及び第410条の2において、県知事は固定資産評価基準の細目に関する時効について定めることとされており、その際に審議会の意見を聴取することになっている。 審議会の答申で異議がなければ、県知事は算定した提示平均価格を市町村に通知し、市町村はそれをもとに資産評価を行うことになっている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、成果とも横ばい。

判定根拠 費用は審議会委員の報償費等で例年ほぼ同額。成果としての市町村の資産評価も毎年適正に行われている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。

判定根拠 費用は審議会委員の報償費等で例年ほぼ同額。成果としての市町村の資産評価も毎年適正に行われている。

9. 県の負担割合 判定 -

(判定内容) :-

判定根拠 地方税法第388条及び第410条の2において、県知事は固定資産評価基準の細目に関する事項について定めることとされており、その際に審議会の意見を聴取することになっている。法令で定められた県の事務なので、費用も県が負担するのが妥当である。

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D. O A化済（一部O A化含む）である。

判定根拠 提示平均価格の算定等はエクセルで処理しているが、審議会はO A化になじまない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
		5. 事務事業の選択	
有効性	6. 対象の妥当性		
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		-
		10. O A化の可能性	D

合計	A	B	C	D	E
	7	2	2	1	

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B
具体的方向性	1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠 費用は審議会委員の報償費等で例年ほぼ同額。地方税法第388条及び第410条の2において、県知事は固定資産評価基準の細目に関する事項について定めることとされており、その際に審議会の意見を聴取することになっている。法令で定められた県の事務なので、今後も行わなければならない。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-027019-03-06

事業名	交付税・交付金・納付金算定及び交付業務	事業番号	06	課係名	市町村課 税政班	係番号	03
-----	---------------------	------	----	-----	----------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 市町村</p> <p>(2) 現状 普通交付税、基地交付金、地方特例交付金等の算定。</p> <p>(3) 方法 普通交付税(収入)を算定し、総務大臣への報告、交付済みの交付税に関する検査の実施。 地方特例交付金の算定及び総務大臣への報告。 基地交付金にかかる国有財産台帳価格の総務大臣への報告</p> <p>(4) 目標 各交付税・交付金の適正交付</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 普通交付税法、地方特例交付金等の地方財政の特例措置に関する法律、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の規定に基づく。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県内全市町村にまたがる広域的業務で、県に対する法定受託事務である。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,121</td> <td>1,121</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>1.10</td> <td>1.47</td> <td>1.65</td> <td>1.65</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 市町村事務指導費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	800	1,000	1,121	1,121	人工数	1.10	1.47	1.65	1.65
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	800	1,000	1,121	1,121												
人工数	1.10	1.47	1.65	1.65												
<p>2. 事業の必要性 法律により、県知事が取り扱うことと定められている。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 平成47年度, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 法定受託事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 交付税・交付金の交付額の算定に必要な、国有財産台帳価格や基礎数値の算定・取りまとめ、総務省への報告 過年度交付額の検査</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 交付税・交付金の適正交付</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 国有財産台帳価格や基礎数値の把握・算定・取りまとめ、総務省への報告及び過年度交付額の検査</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 交付税・交付金の適正な交付(処理)</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 国有財産台帳価格や基礎数値の把握・算定・取りまとめ、総務省への報告及び過年度交付額の検査の適正な実施。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 交付税・交付金の適正な交付(処理)</p>
--	---	---

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 市町村課 税政班				
評価責任者	市町村課長			担当者 税政班	
課番号	027019	係番号	03	電話番号	866-2134
				作成年月日	

事務事業コード	2006-027019-03-06				
事務事業名	交付税・交付金・納付金算定及び交付業務				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	地方特例交付金の算定と市町村への交付事務					
成果指標名又は成果の内容(A')	適正交付					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	回	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
成果指標A'	回	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	800	1,000	1,121	1,121	1,121
	人工数D	1.10	1.47	1.65	1.65	1.65
	人件費E	7,293	9,466.80	10,626	10,593	10,593
	合計C+E=F	8,093	10,466.80	11,747	11,714	11,714

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定 根拠	地方特例交付金等の地方税制の特例措置に関する法律に基づく法定受託事務で、法律で規定されたとおりに事務を行っている。県に最良の余地はなく、事務の成果も直接には県民に反映されないため、県民の満足度と直接につながらない。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定 根拠	地方特例交付金等の地方税制の特例措置に関する法律に基づく法定受託事務で、法律で規定されたとおりに事務を行っている。県に最良の余地はなく、事務の成果も直接には県民に反映されないため、県民のニーズに直接につながらない。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	地方特例交付金等の地方税制の特例措置に関する法律の規定に基づく事務で、他県も同様な事務を行っている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	地方特例交付金等の地方税制の特例措置に関する法律の規定に基づき、都道府県知事が行うこととされている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	地方特例交付金等の地方税制の特例措置に関する法律の規定に基づき、都道府県知事が行うこととされている。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	地方特例交付金等の地方税制の特例措置に関する法律の規定に基づき、都道府県知事が行うこととされている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	地方特例交付金等の地方税制の特例措置に関する法律の規定に基づき、都道府県知事が行うこととされている事務で、他に同様な事務はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	地方特例交付金等の地方税制の特例措置に関する法律の規定に基づく法定受託事務で、法律で規定されたとおりに事務を行っており、県に裁量の余地はない。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	地方特例交付金等の地方税制の特例措置に関する法律の規定に基づく法定受託事務で、地方特例交付金の算定という目的に直接結びついている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、成果とも横ばい。 判定 C

判定根拠
 費用は職員の人件費のみで、これまで算定した特例交付金の錯誤措置はない。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、結果とも横ばい。 判定 C

判定根拠
 費用は職員の人件費のみで、これまで算定した特例交付金の錯誤措置はない。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A：妥当である。

判定根拠
 地方特例交付金等の地方税制の特例措置に関する法律の規定に基づく事務だが、費用は職員の人件費のみで、特別な事務費用はない。

10. O A化の可能性 判定 D

(判定内容) D：O A化済（一部O A化含む）である。

判定根拠
 エクセル処理、財務会計システム使用。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		D

合計	A	B	C	D	E
	7	3	2	1	

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分)： B：現状維持
 (具体的方向性)：1：投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠
 地方特例交付金等の地方税制の特例措置に関する法律の規定に基づく法定受託事務。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-027019-04-01

事業名	国の選挙の管理執行	事業番号	01	課係名	市町村課 選挙班	係番号	04
-----	-----------	------	----	-----	----------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 1. 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行 2. 参議院議員選挙の管理執行</p> <p>(2) 現状 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査並びに参議院議員選挙を管理執行している。</p> <p>(3) 方法 公職選挙法等の関係法令に基づき管理執行している。</p> <p>(4) 目標 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査並びに参議院議員選挙の管理執行を、適正かつ迅速に行う。</p> <p>2. 事業の必要性 選挙は民主主義の根幹をなすものであり、公明、公正な選挙の執行に努めなければならないことは云うまでもなく、その管理執行においては細心の注意を払う必要があり、ミスがあってはならない。 衆議院議員及び参議院議員の任期満了又は解散に伴う選挙や、衆議院議員選挙と同時に実施される最高裁判所裁判官の国民審査の管理執行を、適正かつ迅速に行う必要がある。</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和45年、終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 法定受託事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 国庫 国庫補助率：(10/10)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 公職選挙法の規定により、国、県、市町村が行う事務がそれぞれ規定されている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 公職選挙法により、県が行うことが規定されている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>605,734</td> <td>499,006</td> <td>570,672</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>2.00</td> <td>1.50</td> <td>2.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：H15：衆議院議員選挙費(決算額) H16：参議院議員選挙費(決算額) H17：衆議院議員選挙費(決算額)</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	605,734	499,006	570,672	0	人工数	2.00	1.50	2.00	0.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	605,734	499,006	570,672	0												
人工数	2.00	1.50	2.00	0.00												
<p>(1) 何を(手段・活動指標) 1. 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 2. 参議院議員選挙</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 当選人の確定</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 1. 衆議院議員選挙：昭和45年以降、特別選挙1回、総選挙11回執行 2. 参議院議員選挙：昭和45年以降、特別選挙1回、通常選挙12回、補欠選挙1回執行</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 選挙の適正な管理執行</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 関係法令を研鑽し選挙の適正な管理執行を行う。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 適正且つ迅速な選挙が執行できる。</p>														

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 市町村課 選挙班				
評価責任者	市町村課長			担当者 選挙班	
課番号	027019	係番号	04	電話番号	866-2134
作成年月日					

事務事業コード	2006-027019-04-01				
事務事業名	国の選挙の管理執行				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の管理執行					
成果指標名又は成果の内容(A')	衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の適正な管理執行					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	605,734	499,006	570,672	0	
	人工数D	2.00	1.50	2.00	0.00	
	人件費E	13,260	9,660	12,880	0	
	合計C+E=F	618,994	508,666	583,552	0	

平成15年度及び平成17年度は、衆議院議員総選挙
平成16年度は参議院議員通常選挙

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	選挙無効の異議申し出がなかった。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	公職選挙法に基づく事務である。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	公職選挙法等に基づく管理執行であり、全国同一である。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	公職選挙法等の関係法令	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	公職選挙法等の関係法令	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	公職選挙法等の関係法令	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	公職選挙法等の関係法令	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	公職選挙法等の関係法令	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	公職選挙法等に基づく衆議院議員及び参議院議員の決定	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。 判定 C

判定根拠
 費用は、法律で定められた額である。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。 判定 C

判定根拠
 費用は、法律で定められた額である。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定根拠
 県の負担はない。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 法律に基づく管理執行である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	8	3	2		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性 1

(評価区分): B: 現状維持
 (具体的方向性): 1: 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠
 選挙に関する異議申し出がない。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-027019-04-02

事業名	県の選挙の管理執行	事業番号	02	課係名	市町村課 選挙班	係番号	04
-----	-----------	------	----	-----	----------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象</p> <p>1. 県知事選挙の管理執行</p> <p>2. 県議会議員選挙の管理執行</p> <p>(2) 現状</p> <p>県知事選挙及び県議会議員選挙を管理執行している。</p> <p>(3) 方法</p> <p>公職選挙法に基づき、県知事選挙及び県議会議員選挙を管理執行している。</p> <p>(4) 目標</p> <p>県知事選挙及び県議会議員選挙を適正且つ迅速に管理執行する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか</p> <p>公職選挙法により、県、市町村が実施することが規定されている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか</p> <p>公職選挙法により、県が行うことが規定されている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>435,159</td> <td>0</td> <td>491,985</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.00</td> <td>1.50</td> <td>0.00</td> <td>2.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: H16: 県議会議員選挙費 H18: 県知事選挙及び県議会議員補欠選挙費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	435,159	0	491,985	人工数	0.00	1.50	0.00	2.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	435,159	0	491,985												
人工数	0.00	1.50	0.00	2.00												
<p>2. 事業の必要性</p> <p>選挙は民主主義の根幹をなすものであり、公明、公正な選挙の執行に努めなければならないことは云うまでもなく、その管理執行においては細心の注意を払う必要もある。</p> <p>県知事や県議会議員の任期満了に伴い、選挙を実施する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 昭和47年, 終期:</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標)</p> <p>1. 県知事選挙</p> <p>2. 県議会議員選挙</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標)</p> <p>1. 県知事選挙: 昭和47年以降、9回執行</p> <p>2. 県議会議員選挙: 昭和47年以降、通常選挙9回、補欠選挙11回(うち無投票2回)執行</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標)</p> <p>平成18年度は、任期満了に伴う県知事選挙及び県議会議員補欠選挙(宜野湾市区)が予定されているので、関係法令の研鑽、市町村選管に対する助言、選挙人に対する啓発等を実施し、適正な管理執行に努める。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標)</p> <p>当選人の確定</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標)</p> <p>県知事選挙及び県議会議員選挙が適正且つ迅速に管理執行された。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標)</p> <p>県知事選挙及び県議会議員選挙の適正かつ迅速な管理執行ができる。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	企画部 市町村課 選挙班				
評価責任者	市町村課長			担当者 選挙班	
課番号	027019	係番号	04	電話番号	866-2134
				作成年月日	

事務事業コード	2006-027019-04-02				
事務事業名	県の選挙の管理執行				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	999999	計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
		政策目標		
		施策		

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)		県知事選挙及び県議会議員選挙の管理執行					
成果指標名又は成果の内容(A')		県知事選挙及び県議会議員選挙の適正な管理執行					
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A			0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標A'			0.00	0.00	0.00		0.00
活動指標B			0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'			0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位:千円)	予決算額C		0	435,159	0	491,985	
	人工数D		0.00	1.50	0.00	2.00	
	人件費E		0	9,660	0	12,840	
	合計C+E=F		0	444,819	0	504,825	

平成16年度は、県議会議員選挙
 平成18年度は、県知事選挙及び県議会議員補欠選挙(宜野湾市区)

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	選挙無効の異議申し出がなかった。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	公職選挙法に定められている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定根拠	公職選挙法に基づく管理執行であり、全国同一である。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定根拠	公職選挙法等の関係法令	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定根拠	公職選挙法等の関係法令	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定根拠	公職選挙法等の関係法令	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定根拠	公職選挙法等の関係法令	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定根拠	公職選挙法等の関係法令	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定根拠	公職選挙法に基づく、沖縄県知事及び県議会議員の決定	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。 判定 | C

判定根拠
 費用は、法律に定められた額に準じて算定されている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。 判定 | C

判定根拠
 費用は、法律に定められた額に準じて算定されている。

9. 県の負担割合 判定 | A

(判定内容) A: 妥当である。

判定根拠
 費用は、法律に定められた額に準じて算定されている。

10. O A化の可能性 判定 | B

(判定内容) B: O A化が可能であるが、O A化にかかる費用に対して効果が小さい。

判定根拠
 地方選挙においては、電子投票制度があるが、現在のところ費用がかかりすぎる。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
(2) 県市町村	A		
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		A
有効性	6. 対象の妥当性		A
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
		(2) 対結果	C
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	B

合計	A	B	C	D	E
	7	4	2		

12. 所管課の総合評価 総合評価

評価区分	B	具体的方向性	1
------	---	--------	---

(評価区分): B: 現状維持
 (具体的方向性): 1: 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠
 選挙に関する異議申し出がない。